



鳥取県公報

平成17年2月4日(金)
号外第11号

毎週火・金曜日発行

目 次

調達公告 公募型指名競争入札の実施（管理課） 1

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 主要地方道津山智頭八東線道路災害復旧工事（16災380号）
- (2) 工事場所 八頭郡智頭町大呂
- (3) 工事内容

本件工事は、(4)のアからウまでの各工事において、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工方式により、主要地方道津山智頭八東線の災害復旧工事を行うものである。

(4) 分担工事別の規模、構造等

施工延長 L = 100.0メートル W = 6.0メートル

ア 道路土工

掘 削 8,272立方メートル

残土処分 8,272立方メートル

イ 法面保護工

吹付法枠 3,684平方メートル

ウ グラウンドアンカー工

グラウンドアンカー 78本 L = 9.7～16.7メートル

(5) 工 期 着工日から270日間

(6) 予定価格 273,738,150円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 3者により自主的に結成されたものであること。

イ 1の(4)のアからウまでの工事について、各1者の分担施工方式により行うものであること。

ウ 共同企業体の代表者は、1の(4)のアの工事を分担施工する者とする。

エ 各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、本件工事全体について連帯して責任を負うこと。

オ 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、共同企業体を解散すること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ とび・土工工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成17年2月4日（金）から同月15日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成16年4月1日（木）から平成17年2月15日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

カ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ それぞれの分担工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

ク 次に掲げる基準を満たす者で、1の(4)のそれぞれの分担工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）であり、かつ、とび・土工工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(3) 1の(4)のアの工事を分担施工する者の資格

平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。

(4) 1の(4)のイの工事を分担施工する者の資格

ア 入札参加資格のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

イ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成14年10月1日から平成15年9月30日（合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成17年2月15日）までの間にあるものに限る。）の結果における法面処理工事の総合評定値が800点以上であること。

ウ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している1,500平方メートル以上の吹付法砕工の工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

エ 次に掲げる機械等を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額が

リース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下「特定リース契約」という。)により使用していること。

(ア) モルタル吹付機 (植生基盤材 (種子、水、肥料等) を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。)

(イ) 計量器 (植生基盤材の使用量を測定・管理する装置をいう。)

(ウ) ホッパー (材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。)

オ 1の(4)のイの工事のうち、工事価額が少なくとも25百万円の部分について、当該部分の工事に従事する技術者及び作業員の2分の1以上を、常勤職員として雇用している者により充当することができる職員体制を有していること。

(5) 1の(4)のウの工事を分担施工する者の資格

ア 入札参加資格のうち、法面処理工事に係るものを有すること。

イ 平成12年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している40本以上のアンカーを施工したグラウンドアンカー工の工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ウ 次に掲げる機械等を保有し、又は特定リース契約により使用していること。

(ア) ロータリーパーカッション掘削機 (アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいい、出力が37キロワット以上のものに限る。)

(イ) グラウトミキサ (アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。)

(ウ) グラウトポンプ (アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。)

エ 社団法人日本アンカー協会の行うグラウンドアンカー施工士の資格試験に合格し、その認定証の交付を受けている常勤職員 (以下「グラウンドアンカー施工士」という。) を1の(4)のウの工事の施工期間中専任で配置することができるものを有すること。この場合において、グラウンドアンカー施工士は(2)のクに掲げる者と兼ねることができる。

オ 1の(4)のウの工事のうち、工事価額が少なくとも45百万円の部分について、当該部分の工事に従事する技術者及び作業員の2分の1以上を、常勤職員として雇用している者により充当することができる職員体制を有していること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年2月4日(金)から同月15日(火)までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年2月4日(金)から同月15日(火)までの日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡東郷町大字東郷100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根原140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件工事に係る入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された共同企業体は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、分担工事の施工期間中、2の(2)のクに掲げる者及び2の(5)の工に掲げる者に加え、2の(2)のクの(ア)に掲げる基準を満たす1級土木施工管理技士を分担工事ごとに各1名専任で配置することを求める。

(11) 2の(1)のオにより共同企業体が解散した場合は、本件工事に係る契約を解除することとする。

(12) 2に掲げる要件を満たす共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止することとする。